

2012年度協約・協定改訂団体交渉 会社回答は組合員の声に答えていない！

再申し入れ提出！

本部は、2012年度協約・協定改訂交渉について、会社と8回にわたる団体交渉を開催しました。職場からの切実な要求166項目を解決するため、粘り強く交渉を行い、会社は9月13日、第8回団体交渉で最終回答を示しました。しかし、その回答は組合員の要求にはほど遠いものでしかなく、60歳以降の雇用問題や一方的休日出勤、年休完全取得、協約の解釈を巡る問題などは何ら解決されないままとなっています。本部は、こうした問題を解決するため、本日『申第13号「2012年度協約協定に関する再申し入れ」』を提出しました。

2012年度協約・協定改訂に関する再申し入れ

- 改正高齢法の主旨に基づき希望者全員を65歳まで雇用すること！
- 法改正に伴い専任社員として雇用しない基準を撤廃すること！
- 再雇用拒否を通告された組合員の採用基準の蓄積を白紙にすること！
- 年金の全額補填のため専任社員の基本給を一律20万円とすること！
- 苦情解決のために行う正当な労働組合活動に介入するな！
- 会社は一方的な協約の解釈を組合に押しつけるな！
- 苦情処理会議の内容は秘密ではない！会社も裁判所に提出したではないか！
- 苦情処理会議等は中立な事務局を置き組合側事務局員を配置すること！
- 休日出勤を解消するための要員を配置すること！
- 年休を完全取得できる要員を配置し時季変更権行使は時季を指定すること！
- 若年出向は本人の同意を前提とし出向延長も同意を得ること！
- 54歳原則出向にあたっては本人の選択肢を拡げること！
- 出向者の労働条件を改善するため会社が責任を持つこと！
- 組合事務所を便宜供与すること！
- JR東海労組合員が所属する全ての職場に組合掲示板を設置すること！